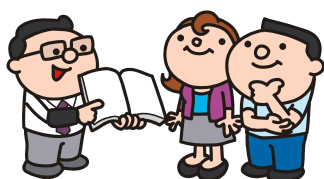


市民みんなでつくり，守り育てる 「自治基本条例」 (仮称)

「自治基本条例をつくる会」の参加者を募集します

自治基本条例 がなぜ必要？

審議会，市民意見公募制度，アンケートなど様々な市民参加の仕組みが整えられ，そのために必要な市政情報の提供，行政評価の実施・公表，市民に対する説明・応答責任などが義務付けられます。これは，まちづくりの主役である市民の意思を尊重し，自らの責任に基づいてまちづくりを進めるためなのです。



一例をあげますと，山陽小野田市では，



まちづくり市民会議



対話の目

などを現在，行っていますが，これらを実施するにあたり

条例の定めはありません。



「市民への情報開示・説明責任」

について，北海道二セコ町では下記のとおり，まちづくり基本条例で定めています。

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは，自らが考え行動するという自治の理念を実現するため，わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

(説明責任)

第4条 町は，町の仕事の企画立案，実施及び評価のそれぞれの過程において，その経過，内容，効果及び手続きを町民に明らかにし，分かりやすく説明する責務を有する。



「山陽小野田市自治基本条例」を制定し，

市民のみなさんが行政に関わっていく仕組み
を条例として定めます。